

《議案補充説明》

1 【議案第146号】

三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例案について・・・1

2 【議案第147号】

三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例案について・・・2

《所管事項説明》

1 『平成26年版成果レポート』に基づく

今後の『県政運営』等に係る意見への回答について・・・3

2 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針

(ガイドライン)」の改正について・・・5

3 危険ドラッグ対策について・・・7

4 「三重県民生委員定数条例」の制定について・・・9

5 「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準等を定める条例」の制定について・・・11

6 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（中間案）」について・・・14

7 「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」策定の

基本的な考え方について・・・19

8 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂の基本的な考え方について・・・24

9 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について・・・28

10 「公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標」（最終案）について・・・29

11 医師・看護職員確保対策について・・・31

12 平成25年度版みえ歯と口腔の健康づくりに関する年次報告書について・・・36

13 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」について・・・39

14 「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」策定の基本的な考え方について・・・59

15 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（仮称）骨子案について・・・62

16 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況の報告について・・・65

17 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について・・・68

18 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定および改正について・・・70

19 子どもの発達支援体制の構築について・・・77

20 指定管理者制度にかかる報告について・・・79

21 各種審議会等の審議状況の報告について・・・91

《別冊》

(別冊1) 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（中間案）

(別冊2) 公立大学法人三重県立看護大学 第二期 中期目標（最終案）

(別冊3) みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条に基づく年次報告

(別冊4) 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」（骨子案）

(別冊5) 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（仮称）骨子案

(別冊6) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況について

(別冊7) 子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書

(別冊8) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告

1 三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」による「母子及び寡婦福祉法」の一部改正に伴い、名称の改正及び事業についての規定を整理するものです。

2 改正の内容

- (1) 名称を「三重県母子福祉センター」から「三重県母子・父子福祉センター」に改正する。
- (2) センターの利用者を父子家庭にも拡大する。

3 施行期日

公布の日

(参考)母子及び寡婦福祉法の一部改正の概要

- ・法律の名称を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正する。
- ・母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的に都道府県等が設置することができる母子福祉センターの規定に父子家庭も対象として追加し、「母子・父子福祉センター」に改正する。

2 三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

薬事法等の一部を改正する法律による薬事法等の一部改正に鑑み、三重県薬事審議会設置条例等の規定を整備するものです。

2 改正の内容

薬事法の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に変更されたこと、再生医療等製品に関する内容が新たに規定されたことに基づき、関係する4条例について規定の整備を行います。

【改正条例】

(1) 三重県薬事審議会設置条例

法律名の変更

(2) 三重県消費生活条例

法律名の変更、再生医療等製品に係る規定の追加

(3) 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

法律名の変更、再生医療等製品に係る規定の追加

(4) 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

法律名の変更等

3 施行期日

平成 26 年 11 月 25 日

(参考)薬事法の一部改正の概要

- 1 法律の名称を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正します。
- 2 医薬品、医療機器とは別に「再生医療等製品」を新たに定義するとともに、安全対策等の規制を設けます。

1 『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見』への回答について

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	医師確保と医療体制の整備	健康福祉部 医療対策局	MIE-NETの機能を十分に発揮するために、隣県も含んだ広域の範囲の調整を行い、地域事情に応じたシステム構築を検討されたい。	津、伊賀で導入予定のシステムは、それぞれの地域において複数の医療機関の中から最適な医療機関を円滑に選定する目的の仕様となっています。隣県との連携については、今後のシステム運用の中でその効果を検証しながら検討していきます。
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	健康福祉部	100%の子どもが薬物乱用防止についての認知をするよう、県がリーダーシップをとって、啓発や周知に取り組まれたたい。	薬物乱用防止は県だけでできるものではなく、関係機関とともに推進計画を策定し、さまざまな取組を実施しています。各地区でも協議会を開催し、薬物乱用防止指導者、各関係団体に協力いただき、取組をすすめています。 また、警察、学校薬剤師、ライオンズクラブの協力のもと、県教育委員会と連携して、小中高の児童・生徒を対象として薬物乱用防止教室を実施するなど、啓発に取り組んでいます。 特に、今後は危険ドラッグの危険性の啓発に力を入れていきます。
			動物愛護管理センターの機能の拡充を推進されたい。	犬・猫の譲渡事業推進のための飼養機能、災害時の治療機能、避妊・去勢手術のための施設の必要性等について検討を行っているところであり、具体的な方針を早期に定め、計画的な整備をしていきたいと考えています。

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
142	障がい者の自立と共生	健康福祉部	全国障害者スポーツ大会は、障がい者がスポーツを通じて社会参加するための明るい材料であり、参加機会を増やすなど、積極的に取り組まれない。	全国障害者スポーツ大会に参加できる種目の競技団体を年々増やしているところであり、また、競技力向上に向けて、今年度から新たに中級の指導員養成にも取り組んでいきます。
			社会的事業所は、障がい者の地域での就労を進め雇用率の拡大に向けた有効な方策であり、積極的な支援に取り組まれない。	6月に尾鷲市において、社会的事業所「ゆかいな仲間たち」、7月に鈴鹿市において、鈴鹿社会的事業所「まかせ太君」が開所したところですが、今年度は他にも亀山市において新たに社会的事業所に取り組まれる予定であり、当該施設が円滑にスタート、運営できるよう、県として支援していきます。
143	支え合いの福祉社会づくり	健康福祉部	日常生活自立支援事業について、現場の状況を聴き取り国に伝えるとともに、県として支援に取り組まれない。	日常生活自立支援事業などを実施する「セーフティネット支援対策等事業費補助金」については、本県の要望額通り平成26年度分は確保される見込みとなりました。本県としては今後とも国の予算状況や事業推進方針等を注視し、当事業の対象者に影響がないよう対応していきます。
232	子育て支援策の推進	健康福祉部 子ども・家庭局	「子ども・子育て支援新制度」について、実施主体である市町と連携し、制度の円滑な移行に向けた対応に取り組まれない。	7月9日に第3回子ども・子育て会議を開催したところですが、県子ども・子育て支援事業支援計画の策定にあたっては、関係者から意見を聴きながら進めていきます。また、市町に対しては、ブロック単位での情報交換会を開き、情報共有や意見交換を行うとともに、新制度に関する検討会議を設け、国から講師を招いて説明を受けるなど連携した取組を進めていきます。
			産後ケアに積極的に取り組む産婦人科への支援についても取り組まれない。	産後間もない頃の孤立化が虐待につながることもありますので、市町との役割分担をふまえて、県としても積極的に取り組んでいきます。

【所管事項説明】

2 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正について

1 国の現状

国は、食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が営業施設の管理運営上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」といいます。）を示しています。

今般、国は以下の内容についてガイドラインの改正を行うとともに、条例の改正及び平成27年4月1日からの施行を要請しています。

- (1) 食品の製造、加工において、HACCP^{*1}を用いた衛生管理が国際標準として広く普及していることを受けて、従来の管理運営基準に加え、新たに HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準を規定し、事業者自らが基準を選択することを内容とするガイドラインの改正を行いました。
- (2) さらに、冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品衛生上の危機管理対応の強化を目的としたガイドラインの改正を予定していますが、現時点では示されていません。

2 県の対応

国の最終的なガイドラインが示された後、その内容に従い、「食品衛生の措置基準等に関する条例」の一部を改正します。

3 今後の予定

10月	ガイドライン（食品衛生上の危機管理対応の強化）の改正通知予定
12月	条例改正案を健康福祉病院常任委員会で説明
12月～平成27年1月	パブリックコメントの実施
2月	議案提案
2月～3月	関係機関等へ条例内容の周知
4月	条例施行

※1 HACCPとは

Hazard Analysis Critical Control Point の略で、HACCP とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

HACCPによる管理の例

原材料

受入検査・記録

調合

調合比率の確認・記録

充填

温度、充填量の確認・記録

密封

密封性の確認・記録

熱処理

重要管理点(CCP)

殺菌温度/時間を連続的に監視

冷却

水質、水温の確認・記録



包装

衝撃、温度の確認・記録

出荷

(厚生労働省ホームページより転載)

従来の衛生管理においては、製造された食品の安全性の確認は、主に最終製品の抜き取り検査（微生物の培養検査等）により行われています。

3 危険ドラッグ対策について

1 危険ドラッグの乱用に関する現状

危険ドラッグを使用した者による犯罪や、重大な交通死亡事故が後を絶たず、極めて深刻な社会問題となっており、危険ドラッグの乱用拡大を防止することが喫緊の課題となっています。

このような中、国は、本年7月18日に「危険ドラッグの乱用根絶のための緊急対策」を策定し、関係省庁が一体となって危険ドラッグ対策を進めているところです。

本県においても、7月25日に東海北陸厚生局、県警察本部、県教育委員会、四日市市及び県による「危険ドラッグ緊急対策連絡会議」を開催し、連携体制の強化を図るとともに、三重県の危険ドラッグ緊急対策を策定し、乱用拡大防止対策を強化しています。

※ 危険ドラッグ

危険ドラッグは、覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などを乾燥植物片などに添加したものであり、多幸感等を得ることを目的として、合法ハーブ、お香などと称して販売されており、薬事法に基づく指定薬物に指定することで、製造、販売、所持、使用等が禁止されています。

指定薬物は、平成26年9月1日現在で1,400物質となっています。

2 国の取組

(1) 指定薬物の指定の迅速化

国は、近年の危険ドラッグの乱用拡大を受け、国内で流通が確認される前の海外流通段階での指定や、化学構造が類似する成分を幅広く規制する包括指定を導入するなどの対策を図っているところです。

また、危険ドラッグを使用した者による重大な交通死亡事故の発生等を受け、さらなる指定の迅速化にも取り組んでおり、本年7月15日には初めてとなる緊急指定を行ったほか、8月15日に指定（8月25日施行）した21物質については、指定までに要する期間を、前回指定時の108日間から25日間に大幅に短縮しています。

国は、今後もさらなる指定の迅速化に取り組む方針を示しています。

(2) 指導取締りの強化

国は、立入検査時に指定薬物の疑いがある製品を見つけた場合、販売店に対して製品の検査命令を行うとともに、その結果が出るまでの間販売停止を命じることや、無承認医薬品として取締まる方針を示すなど指導取締りの強化を図っています。

8月下旬には、東京、大阪、愛知、福岡の4都府県の販売店に対し、都府県、警察等連携による立ち入り検査と検査命令を行い、これら販売店の中には廃業する店舗がでるなどの成果がでています。

今後、全国の危険ドラッグ販売店舗、約200店に順次立ち入る予定です。

3 県の取組

(1) 危険ドラッグ販売店舗の把握

販売店舗の把握については、医療機関からの健康被害情報、保健所や県警察本部等の相談窓口等からの情報収集、東海北陸厚生局や県警察本部、県等の関係機関の巡回、監視指導業務等での情報収集、及びインターネット監視による情報収集等により、その強化を図っています。

(2) 危険ドラッグ販売店舗への立入検査

立入検査については、平成24年3月から東海北陸厚生局、県警察本部等関係機関との連携により実施しており、9店舗あった危険ドラッグの販売店は、現在1店舗となっています。

当該店舗には、7月20日と9月9日に立ち入り検査を行うとともに、9月9日には東海北陸厚生局による検査命令と販売停止命令を行いました。

(3) 危険ドラッグの危険性についての啓発

啓発活動については、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動などの街頭啓発で県民に対し広く啓発を行うとともに、教育委員会と連携し、小中高校において開催する「薬物乱用防止教室」により、児童・生徒に対する啓発を行っています。

これらに加えさらに、8月には大規模ショッピングセンター等で緊急街頭啓発を実施するとともに、運転免許更新センターや県内自動車学校等で自動車運転者に重点を置いた啓発を実施するなど、啓発活動の強化を図っています。

4 今後の対応

今後も、「危険ドラッグ緊急対策連絡会議」を開催するなど関係機関との連携強化に努め、危険ドラッグ販売店舗の把握及び立入検査の強化を進めるとともに、11月に開催する東海北陸ブロック「麻薬・覚醒剤乱用防止運動三重県大会」等により県民への啓発活動を継続して行うなど、国の対策と連動してしっかり対応することで危険ドラッグ撲滅に取り組んでいきます。

【所管事項説明】

4 「三重県民生委員定数条例」の制定について

1 制定理由

国の地方分権改革の推進により「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布されたことに伴い、「民生委員法」が改正され、民生委員の定数について都道府県等の条例で定めることになりました。

2 民生委員法の一部改正

平成 25 年 6 月 14 日

現 行	改正後
<p>第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。</p> <p>第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、<u>その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）</u>の意見をきいて、これを定める。</p>	<p>第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。</p> <p>第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。</p> <p>2 <u>前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</u></p>

3 国の参酌基準

(1) 民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

4 パブリックコメントの状況

- (1) 実施期間 平成26年8月1日～9月1日
 (2) 寄せられた意見 なし

5 市町ごとの民生委員定数（最終案）

市町名	民生委員	主任児童委員	計
津市	556	44	600
四日市市	538	54	592
伊勢市	274	28	302
松阪市	353	27	380
桑名市	230	24	254
鈴鹿市	329	33	362
名張市	166	16	182
尾鷲市	56	3	59
亀山市	89	9	98
鳥羽市	53	3	56
熊野市	78	4	82
いなべ市	93	8	101
志摩市	129	11	140
伊賀市	272	28	300
木曾岬町	11	2	13
東員町	48	4	52
菰野町	71	5	76
朝日町	15	2	17
川越町	24	2	26
多気町	38	2	40
明和町	48	3	51
大台町	47	3	50
玉城町	33	2	35
度会町	22	2	24
大紀町	39	2	41
南伊勢町	56	3	59
紀北町	66	4	70
御浜町	30	2	32
紀宝町	38	3	41
合計	3,802	333	4,135

6 今後の予定

- 11月 議案提案
 12月～平成27年2月 関係機関等へ条例内容の周知
 4月 条例施行

5 「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の制定について

1 制定理由

国の地方分権改革の推進により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布されたことに伴い、「介護保険法」の一部が見直され、これまで、国の法令に規定されていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を都道府県等の条例で定めることになりました。

2 条例の内容

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、厚生労働大臣の定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」に基づき、別紙のとおり条例で定めます。

東日本大震災の教訓をふまえ、基準省令には規定のない非常災害発生時の安全確保のための計画作成を努力義務として規定します。

その他については、本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、当該省令に規定する内容を本県の基準とします。

3 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間 平成26年8月1日～9月1日

(2) 寄せられた意見 なし

4 今後の予定

11月 議案提案

12月～平成27年2月 関係機関等へ条例内容の周知

4月 条例施行

条例（案）の概要について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」は、介護保険の利用者がホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅サービスを受けるためのサービス計画を作成するケアマネジャーの事業所（指定居宅介護支援事業所）の指定基準等を定めるものです。

今回制定する県条例において、「非常災害対策」以外は国の基準を準用しています。

※事業者：指定居宅介護支援事業所開設者

※事業所：指定居宅介護支援事業所

※介護支援専門員：ケアマネジャー

条	規定する項目	概 要
1	趣旨	当条例が指定居宅介護支援等の事業の人員・運営について定めていることを規定します。
2	法第七十九条第二項第一号の条例で定める者	事業者は法人であることを規定します。
3	基本方針	利用者への配慮や公正中立等、事業者の運営についての基本方針を規定します。
4	従業員の員数	事業所は必要な介護支援専門員の員数等を置かなければならないことを規定します。
5	管理者	事業所に配置する管理者の資格や勤務形態などの条件を規定します。
6	内容及び手続の説明及び同意	事業者は、サービスの開始にあたって、利用者に十分な説明と理解を得ることを規定します。
7	提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なく支援の提供を拒むことを禁止します。
8	利用料等の受領	事業者は、利用者から利用料を受け取る際に、利用者の同意を得たうえで、正当な額を受領することを規定します。
9	指定居宅介護支援の基本取扱方針	事業者は、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止に努め、支援の質の評価や改善を行うことを規定します。
10	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	介護支援専門員が具体的にどのように計画を立て、支援を実施していくかについての手続き等を規定します。
11	法定代理受領サービスに係る報告	事業者は毎月、居宅サービス費にかかる情報を市町村に報告することを規定します。

条	規定する項目	概要
12	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が他の事業者の利用を希望する場合は、当該利用者に、直近のサービス計画等の書類を交付しなければならないことを規定します。
13	利用者に関する市町村への通知	事業者は、利用者が不正等の行為による保険給付を受けている等の事例を把握したときは、市町村に通知することを規定します。
14	管理者の責務	従業者の管理、業務の実施状況の把握、規定の遵守等を従業者に指揮命令を行う等の、事業所の管理者としての責務を規定します。
15	運営規定	事業者は、運営について必要な重要事項に関する規定を定めることとします。
16	非常災害対策 (三重県独自規定)	事業者は、震災、風水害、火災その他の災害に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならないことを規定します。
17	設備及び備品等	事業者は、事業に必要な広さの区画や、設備や備品を備えることを規定します。
18	従業者の健康管理	事業者は介護支援専門員の清潔の保持や健康状態の管理を行うことを規定します。
19	秘密保持	事業者や従業員が、利用者等の秘密や個人情報を漏洩することのないように規定します。
20	居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	事業者や従業員が、特定の居宅サービス事業者に便宜を図ることやその対償として利益を收受することを禁止します。
21	苦情処理	事業者が利用者等から苦情を受けたときの、迅速かつ適切な対応や改善等について規定します。
22	事故発生時の対応	支援の提供により事故が発生した場合の、事業者としての対応や家族や市町村への報告等を規定します。
23	記録の整備	従業者、設備、会計書類等の整備や利用者への支援提供の記録等の整備や書類保存期間を規定します。
24	その他運営に関する基準	その他、運営規定の事業所での掲示、虚偽・誇大広告の禁止、利用申込者の被保険者証の確認、介護支援専門員の身分証明書携行等、運営に関する基準等についての取扱いを規定します。
25	準用	基準該当居宅介護支援事業（基準に該当し市町が認定する事業所）への基準条文適用の読み替えを規定します。

【所管事項説明】

6 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（中間案）」について

県では、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下「条例」といいます。）に基づいてユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に推進するための基本的な計画として、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2007-2010」、「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2011-2014」を策定してきました。

このたび、これまでの課題や社会情勢の変化をふまえ、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定するものです。

1 中間案の内容

(1) 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

(2) 構成

第1章 計画策定の趣旨

これまでの経緯及び社会情勢の変化などをまとめ、これをふまえた計画策定の趣旨を記述しています。

第2章 これまでの取組の検証

これまでの取組の成果、課題をまとめるとともに、これからの取組の視点を記述しています。

第3章 第3次推進計画の取組

計画の目標、期間を示したうえで、条例の基本方針に沿って、取組を「ユニバーサルデザインの意識づくり」、「だれもが暮らしやすいまちづくり」、「だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進」の3つの施策体系に分けて記述しています。

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるための体制やさまざまな主体の役割等について記述しています。

2 今後の予定

10月～11月	中間案についてパブリックコメントを実施
11月	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で最終案を審議
12月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成27年2月	議案提案

「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(中間案)の概要

第1章 計画策定の趣旨(別冊1 P2~P3)

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画は、条例第8条に基づいて定めるものであり、条例第1条に掲げる「障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現」という目的のため、条例第7条に掲げる基本方針に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に推進するための基本的な計画として策定します。

これまでの取組の検証や社会情勢の変化をふまえ、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定するものです。

第2章 これまでの取組の検証(別冊1 P4~P19)

I これまでの取組の主な成果(別冊1 P4~P16)

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

- ・ユニバーサルデザインの意識の啓発
- ・ユニバーサルデザインアドバイザーの養成
- ・「三重おもいやり駐車場利用証制度」の開始 など

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- ・歩行空間の整備(幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機など)
- ・交通システムの整備(鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスなど)
など

3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

- ・各種申請手続きの電子化
- ・だれもが参加しやすいイベントの実施 など

II これまでの取組の課題(別冊1 P17~P18)

1 ユニバーサルデザインの意識の浸透がまだ十分ではないことから、今後も引き続き意識づくりを進めていく必要があります。

2 条例の整備基準に適合した施設に適合証を配付し、掲示することによりユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明示する取組を進めてきましたが、県民の皆さんにあまり知られていないのが現状です。

3 印刷物やホームページ、施設の案内板などの情報について、ユニバーサルデザインに配慮されていないものが見られます。

Ⅲ これからの取組の視点 (別冊1 P18~P19)

- 1 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に対応するため、職員対応要領などの諸規定の整備を進めるとともに、国・市町等と連携して、民間事業者への啓発を行っていく必要があります。
- 2 障がい者や高齢者だけでなく、子どもや妊産婦、子育て中の方についてもユニバーサルデザインの観点での配慮や支援を強化し、少子化対策にもつなげていくことが必要です。
- 3 平成25年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」をふまえ、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていく必要があります。

第3章 第3次推進計画の取組 (別冊1 P20~P35)

1 計画の目標

「住む人も訪れる人も、障がいの有無・年齢・性別等に関わらず、だれもが互いにおもいやりを持って行動できるユニバーサルデザインのまちづくり」

2 計画期間

平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間

3 施策体系

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり (別冊1 P21~P25)

県民の皆さんが、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

【総括目標】

- ・ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合(現状値64%)

【主な取組】

- ・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施
- ・「マタニティマーク」や「ベビーカーマーク」の普及啓発(新)
- ・障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達推進(新)
- ・外国人住民が地域社会に参加・参画しやすい環境づくりの推進(新)

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり (別冊1 P26~P29)

県民の皆さんが、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園などを整備を進めます。

また、施設の整備や管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

【総括目標】

- ・多くの方が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合 (現状値 66%)

【主な取組】

- ・駅舎のバリアフリー化 (エレベーターの設置等) の支援
- ・県立学校等の県有施設におけるバリアフリー化
- ・施設整備や管理を担う人たちへの「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」や条例の整備基準などについての研修の実施

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進 (別冊1 P30~P35)

利用者の要望や期待を反映した製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮したものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。

また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、わかりやすい情報や、利用しやすく満足感を得られるサービスの提供を進めます。

【総括目標】

- ・日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報誌やチラシなどの情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合 (現状値 45%)
- ・行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の民間企業等の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合 (現状値 51%)

【主な取組】

- ・わかりやすい情報の提供のためのガイドラインの市町・事業者等への展開
- ・障害者差別解消法の施行に関して、県民への啓発活動の実施と行政サービスの提供のための職員対応要領の策定 (新)
- ・満足度の高いユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供を促進するための事業者への研修の実施、サービスに配慮された施設の情報提供の仕組みの検討 (新)
- ・バリアフリー観光に関して、施設等の情報提供の推進やコンシェルジュ (総合案内) 機能の強化のための人材育成 (新)
- ・外国人観光客の受入環境の向上を図るための Wi-Fi 等の整備促進 (新)

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み(別冊1 P36～P38)

1 県の取組の進め方

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会や庁内会議で、推進計画の進捗状況等について協議し、計画的、総合的に取組を進めます。

また、計画の推進にあたり、市町、社会福祉協議会、教育委員会、学校などさまざまな主体との連携をはかります。

2 さまざまな主体の役割

県民の皆さん、市町、UDアドバイザー・団体、地域の団体、事業者がそれぞれの役割を果たすことが期待されます。

3 計画の進捗管理

条例第9条に基づき設置されている三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

4 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等について、必要があれば見直しを行います。

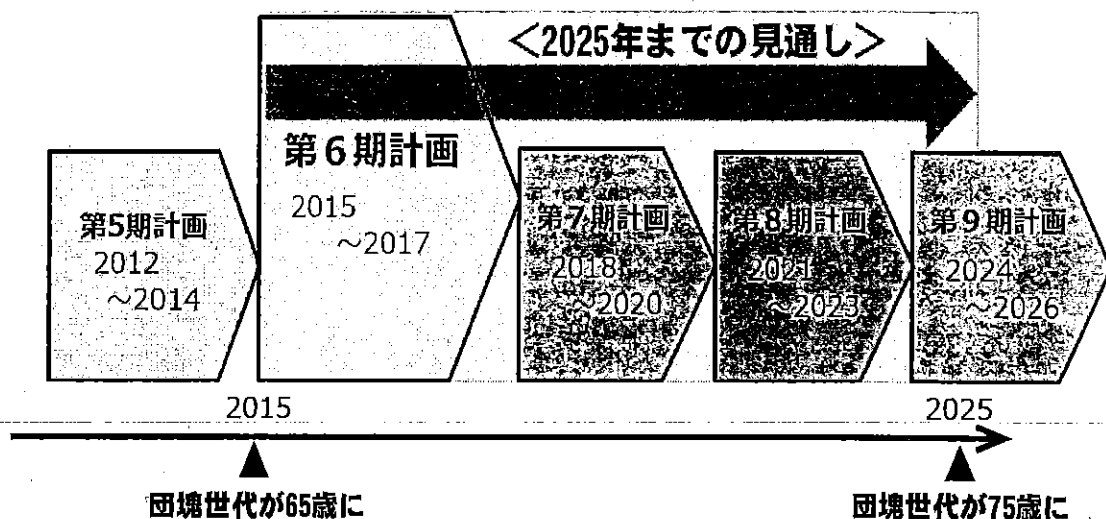
7 「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」策定の基本的な考え方について

1 策定の根拠

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するため、介護保険法第118条第1項の規定により、都道府県は、国が示す「基本指針」に即して、3年を1期とする「介護保険事業支援計画（以下「支援計画」といいます。）」を定めるものとされており、平成26年度中に平成27年度から平成29年度までを計画期間とする次期支援計画を策定する必要があります。

また、2025年までの中長期的なサービス・給付の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

なお、支援計画は、老人福祉法第20条の9第1項に基づく「老人福祉計画」と一体のものとして作成することとされています。



2 支援計画の主な内容

支援計画においては、基本指針に即して、主に以下のような事項を規定することになります。

基本指針の構成

○基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

○任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ④介護予防の推進
 - ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 介護サービス情報の公表に関する事項
- 6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

3 支援計画の構成の考え方

(1) 基本的記載事項

介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町（広域連合）が定める介護保険事業計画を圏域ごとに積み上げて設定します。サービス量の見込みに基づき、介護保険施設（広域型）の必要入所定員総数（整備可能数）の設定等を行います。

(2) 任意記載事項

基本指針の任意記載事項については、全て網羅し、整理します。

第5期計画では7つの取組体系に基づいて実施していましたが、第6期計画では、9つの取組体系に基づき実施します。

①在宅医療・介護連携等の取組

第6期計画については、2025年に向け、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していきます。

さらに、国が示した介護保険事業計画の基本指針において、任意記載事項の「地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項」として、

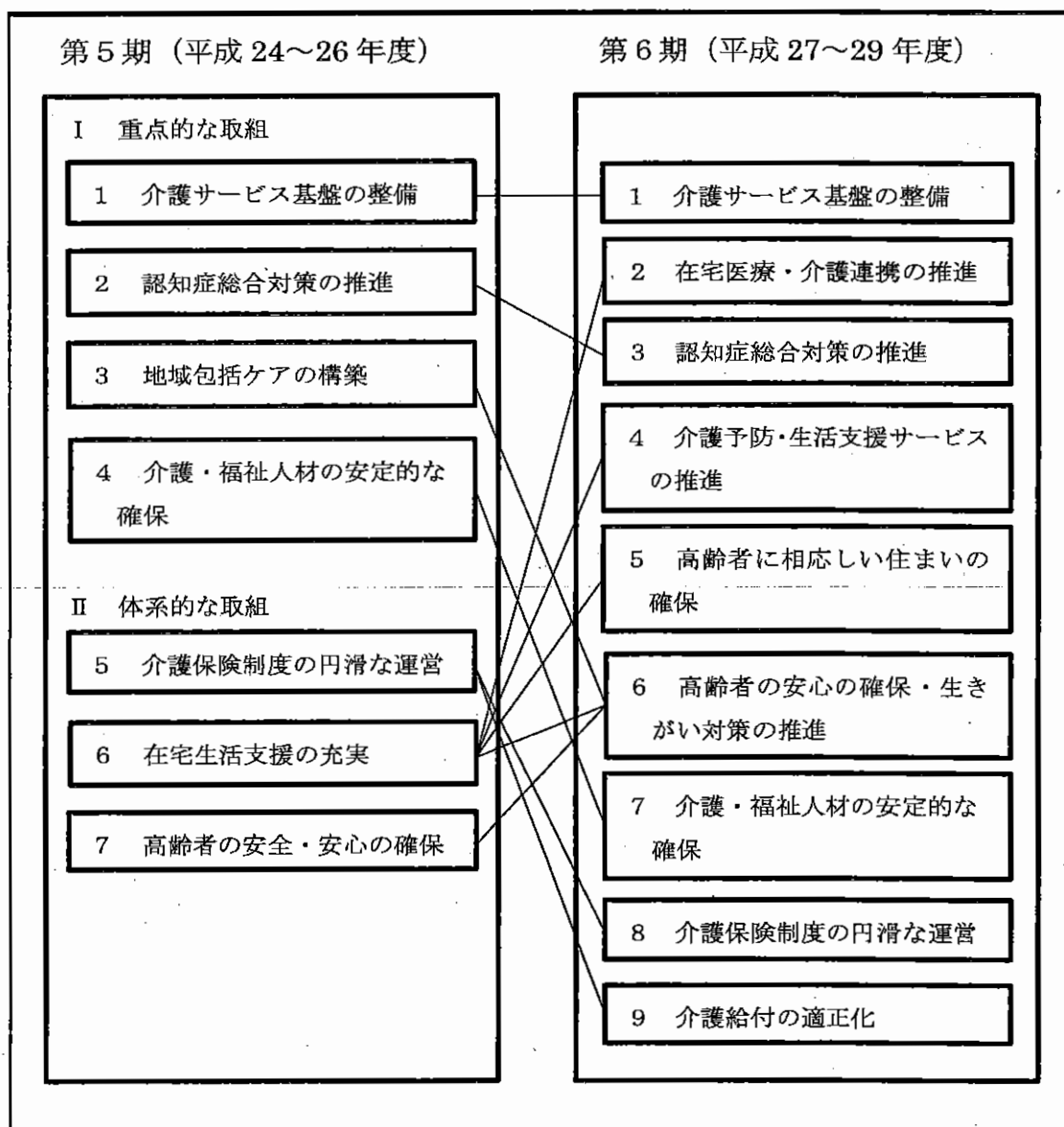
「在宅医療・介護連携の推進」等5項目が示されました。

地域包括ケアシステム構築を支援するため、第5期計画では「在宅生活支援の充実」の中で取り組んでいた「医療連携」、「介護予防」、「高齢者に相応しい住まい」について、それぞれ「在宅医療・介護連携の推進」、「介護予防・生活支援サービスの推進」、「高齢者に相応しい住まいの確保」として、細分化した新たな項目に整理します。

②介護給付の適正化

基本指針において、介護給付等に要する費用の適正化に関する事項が示されているため、第5期計画の「介護保険制度の円滑な運営」の中で取り組まれていた「介護給付の適正化」について、新たな項目として整理します。

第5期と第6期の取組体系の比較



4 取組体系

(1) 介護サービス基盤の整備

- ・ 在宅生活が困難な重度の要介護者のために、広域的な観点から必要な施設サービスの基盤整備を推進します。
- ・ 住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町等を支援します。
- ・ 施設における生活環境の改善を図るため、ユニット型施設整備の目標を設定します。
- ・ 療養病床の円滑な転換が図られるよう支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 市町と連携して在宅医療提供体制の基盤整備を推進します。
- ・ 医療関係者等との広域的な連携調整など医療・介護連携に向けた取組について市町等を支援します。

(3) 認知症総合対策の推進

- ・ 認知症の早期診断・早期対応の実現に向けた取組や、認知症医療連携強化による認知症の人を支える地域づくりを進めます。

(4) 介護予防・生活支援サービスの推進

- ・ 介護を必要としない元気高齢者を増やすために、市町等が実施する健康づくりや介護予防事業等を支援します。

(5) 高齢者に相応しい住まいの確保

- ・ 住み慣れた地域での生活が維持できるように、介護サービスを組み合わせた高齢者に相応しい住まいの整備を支援します。

(6) 高齢者の安心の確保・生きがい対策の推進

- ・ 高齢者の安全・安心を支えるため、医療保険の適切な運営、消費者保護、交通安全などに積極的に取り組みます。
- ・ 高齢者の文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりを推進します。

(7) 介護・福祉人材の安定的な確保

- ・ 介護・福祉人材の安定的な確保に向けて、新たな人材の確保に取り組むとともに、現在働いている職員の定着を支援します。
- ・ 介護職員等の資質の向上を図ります。

(8) 介護保険制度の円滑な運営

- ・ 高齢期を支える仕組みの中心である介護保険制度の円滑な運営に資するため、保険者の財政運営支援、サービスの質の向上などに取り組みます。

- ・ 利用者が適切な選択をできるように、介護サービス情報の公表を進めていきます。
- ・ 市町における地域支援事業が円滑に実施できるよう、県として一定割合を負担します。

(9) 介護給付の適正化

- ・ 介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するために、市町等が実施する介護給付適正化事業を支援します。

5 今後の予定

11月	中間案を社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議
12月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成27年1月頃	パブリックコメントの実施
2月	最終案を社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議
3月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

8 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂の基本的な考え方について

1 改訂の根拠

障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都道府県は、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定により、「障害者計画」を策定することとされています。

また、都道府県は、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する市町村障害福祉計画の達成に資するため、国の基本指針に即して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第 89 条第 1 項の規定により、「障害福祉計画」を定めるものとされています。

これらの計画を統合した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」が平成 26 年度で終期を迎えることから、平成 26 年度中に次期プランを策定する必要があります。

2 プラン改訂における背景

(1) 現行プランの成果と課題

現行プランにおいては、①「雇用の場の拡大と就労への総合的支援」、②「勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備」、③「ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化」、④「災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応」の 4 項目を重点的取組として位置づけています。

これらの重点的取組については、社会的事業所の創設支援などの働く場の拡大や就職面接会の開催、障がい者スポーツ団体の育成などによる参加意欲の向上および障がい者入所施設の耐震化の促進などにより、概ね平成 25 年度の目標値を達成しています。

しかしながら、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成や全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備などの課題が残されており、これらの 4 項目について、次期プランにおいても引き続き注力する必要があります。

(2) 障がい者を取り巻く環境変化

現行プランを策定した平成 24 年度以降、障害者虐待防止法の施行、障害者自立支援法の障害者総合支援法への改正、障害者差別解消法の公布など国内法が整備されるとともに、平成 26 年 1 月に、障害者権利条約が批准され、2 月に効力が発生するなど、地域社会における共生や権利擁護などがますます重要になってきています。

3 プラン改訂に係る基本的な考え方

(1) 障がい者施策の基本原則の設定

障がい者が有する人権や自由を確保し、障がい者固有の尊厳を大切にすることなどを目的とした障害者権利条約が、平成26年1月に批准され、2月に効力が発生しました。

このような障がい者の権利を実現するためには、障がい者施策全般にわたって、取組の質を向上させる必要があることから、新たに、施策推進にあたって、5項目の基本原則を設定します。

①障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援

施策の策定や推進にあたっては、障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう必要な支援を行います。

②障がい者本位の途切れのない支援

ライフステージに応じた途切れのない支援を行うとともに、保健・医療・福祉・教育・就労等関係機関の連携による支援を行います。

③障がいの状況に応じた支援

年齢、性別、障がいの状態、生活の実態、地域の実情等に応じた個々の障がい者の支援の必要性をふまえた支援を行います。

④社会的障壁の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去を進め、障がい者の実質的な社会への参加を支援します。

⑤総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が適切な支援を受けられるよう、国や市町との適切な連携や役割分担により、施策を実施するとともに、医療、子ども・子育て、教育等の関係する施策と整合性を図り、総合的な施策展開を図ります。

(2) 法整備等にもなう新たな課題への対応

①権利の擁護

虐待の防止や虐待に対する対応力の強化など障害者虐待防止法の施行にもなう課題や、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施など障害者差別解消法の施行に向けた課題に対応するため、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。

②地域生活への移行と地域生活の支援

障害者権利条約の第19条においては、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」とされています。

しかしながら、県内においては、入所施設の待機者数が増加しているなど、地域における支援体制に対する不安感が残っています。

このようなことから、入所施設の利用者や地域で暮らしている障がい者が、自ら選択した地域で安心して暮らすことが出来るよう、地域社会における生活を支援することが、ますます重要となっています。

(3) 重点的取組の設定

これらの新たな課題への対応や、現行プランでの4項目の重点的取組における残された課題に対応するため、次期プランにおいては、6項目の重点的取組を設定します。

- ①権利の擁護に関する取組（新）
- ②地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組（新）
- ③途切れのない相談支援に関する取組
- ④障がい者雇用に関する取組
- ⑤障がい者スポーツに関する取組
- ⑥災害時の対応に関する取組

(4) 障害福祉計画にかかる国の基本指針の改正にともなう項目の新設

障害福祉計画にかかる国の基本指針の改正にともない、地域生活支援拠点等の整備にかかる目標など新たに設けられた項目等を設定します。

- ①地域生活支援拠点等の整備
- ②相談支援のための体制整備
- ③障がい児支援のための体制整備

4 次期プランの期間

平成27年度から平成29年度までの3か年計画

5 今後のスケジュール（案）

平成26年	10月	健康福祉病院常任委員会に次期プランの基本的な考え方を報告
	10月	中間案について三重県障害者自立支援協議会で検討
	11月	中間案について三重県障害者施策推進協議会で検討
	12月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
12月～平成27年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	最終案について三重県障害者自立支援協議会で検討
		最終案について三重県障害者施策推進協議会で検討
	3月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明
	3月末	次期プランの策定

現行プラン(平成24年度～平成26年度)

障害者計画

○基本理念

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
- 第3章 計画の基本的な考え方

第2編 重点的取組

- 第1章 雇用の場の拡大と就労への総合的支援
- 第2章 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備
- 第3章 ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化
- 第4章 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

第3編 分野別施策

- 第1章 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 障がいに対する理解の促進
 - 2 社会参加の環境づくり
 - 3 地域における生活基盤の充実
 - 4 権利の擁護
- 第2章 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 特別支援教育の充実
 - 2 就労の促進
 - 3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充
- 第3章 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 障がい福祉サービス等の適切な提供
 - 2 相談支援体制の整備
 - 3 保健・医療体制等の充実
 - 4 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標および指定障害福祉サービス等の見込み

- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の設定
- 第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込みの確保のための方策
- 第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 第4章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
- 第2章 計画の進行管理
- 第3章 計画の見直し

障がい者施策を次のステージへ

障がい者施策の基本原則

障害者権利条約が国内で効力を発生したことをふまえ、取組の質を向上するため、障がい者施策を推進するにあたって、5項目の基本原則を設定

- ①障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援
- ②障がい者本位の途切れのない支援
- ③障がいの状況に応じた支援
- ④社会的障壁の除去
- ⑤総合的かつ計画的な取組の推進

重点的取組の見直し

障害者差別解消法の制定
障害者虐待防止法の施行
障害者優先調達推進法の施行
アルコール健康障害対策基本法の施行
など新たな法制度をふまえた取組の新設

社会的事業所の拡充、ステップアップカフェ、全国障害者スポーツ大会三重大会の準備、障がい者芸術文化祭、こども心身発達医療センター(仮称)及び併設する特別支援学校の一体整備等の施策を位置づけ

子ども・少子化対策計画(仮称)
特別支援教育推進基本計画(仮称)
ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画
など、障がい者施策に関係する他の計画との整合を図る

地域生活を総合的に支援するという観点から、地域生活への移行に関する施策(第1章3地域における生活基盤の充実)と障がい福祉サービス等の提供に関する施策(第3章1障がい福祉サービス等の適切な提供)を一体化

障害福祉計画にかかる国の基本指針の改正にともなう項目の新設

次期プラン(平成27年度～平成29年度)

障害者計画

○基本理念

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
(障がい者意向調査結果)
- 第3章 計画の基本的な考え方
(障がい者施策の基本原則)

第2編 重点的取組

- 第1章 権利の擁護に関する取組
(障がいを理由とする差別の解消、ユニバーサルデザインのまちづくり、虐待の防止)
- 第2章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- 第3章 途切れのない相談支援に関する取組
(こども心身発達医療センター(仮称)及び併設する特別支援学校の一体整備)
- 第4章 障がい者雇用に関する取組
(社会的事業所の拡充、優先調達の推進、ステップアップカフェ)
- 第5章 障がい者スポーツに関する取組
(全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備)
- 第6章 災害時の対応に関する取組

第3編 分野別施策

- 第1章 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 障がいに対する理解の促進
 - 2 社会参加の環境づくり
(ユニバーサルデザインのまちづくり)
 - 3 権利の擁護
(障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止)
- 第2章 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 特別支援教育の充実
 - 2 就労の促進
(社会的事業所の拡充、優先調達の推進、ステップアップカフェ)
 - 3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充
(全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、障がい者芸術文化祭の開催)
- 第3章 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 地域生活の支援
 - 2 相談支援体制の整備
 - 3 保健・医療体制等の充実
(アルコール健康障害対策、こども心身発達医療センター(仮称)及び併設する特別支援学校の一体整備)
 - 4 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み

- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定
(地域生活支援拠点等の整備)
- 第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込みの確保のための方策
(地域生活支援拠点等の整備および市町の支援等)
(相談支援のための体制整備)
- 第3章 障がい児支援のための体制整備
- 第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 第5章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
- 第2章 計画の進行管理
- 第3章 計画の見直し

9 医療・介護サービスの提供体制改革のための 新たな財政支援制度について

1 現状及び課題

医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を盛り込んだ「医療介護総合確保推進法」については、先の国会で成立し、6月25日に公布されたところです。

こうした中、県では、当該制度にかかる県計画の作成のため、医療関係団体、市町等に対して提案を求めた事業（事業本数 166 本、基金充当想定額は約 51 億 8 千万円）について、提案団体等との協議・意見交換を実施し、精査した結果を平成 26 年度に県計画へ盛り込む事業案として取りまとめ、9月末に県計画を厚生労働省へ提出したところです。（平成 26 年度事業案 事業本数 56 本、約 16 億 5 千万円）

なお、県計画の作成にあたっては、市町や受療者、医療保険者、医師会などの医療関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、7月下旬と9月下旬の2度にわたり、医療・介護等の関係者で構成する「新たな財政支援制度」懇話会を開催し、県計画へ盛り込む事業案に対する意見交換を実施しました。

また、「医療介護総合確保推進法」により、県は、平成 27 年度から二次保健医療圏等ごとに、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想（ビジョン）を策定することになっており、この構想の実効性を高めるためにも、この財政支援制度を積極的に活用していく必要があります。

2 今後の予定

10月中に国から配分額の内示を受ける予定であり、今後は、配分額に基づいて、12月補正予算に計上し、地域医療介護総合確保基金条例案を提出します。そのうえで、着実な事業実施に努めてまいります。

○スケジュール（一部見込み）

3月下旬～4月上旬	都道府県計画にかかる提案事業の募集
4月17日	「新たな財政支援制度」懇話会委員との意見交換会
4月22日	厚生労働省第1回ヒアリング（想定事業、事業の規模感）
5月～6月	事業提案者への聞き取り
6月25日	医療介護総合確保推進法公布
7月28日	「新たな財政支援制度」懇話会
8月5日	厚生労働省第2回ヒアリング（検討状況、事業の規模感）
9月12日	国の基本方針「総合確保方針」告示
9月22日	「新たな財政支援制度」懇話会
9月30日	国への県計画提出
10月	国から配分額内示（予定）
11月	国から交付決定（予定） 議案提案（予定）

【所管事項説明】

10 「公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標」（最終案）について

1 目標の内容

(1) 目標期間

平成 27 年度から 32 年度(6 か年)

(2) 目標策定の基本的な考え方

第二期中期目標の策定にあたっては、公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）による、第一期中期目標期間中の「業務実績に関する評価結果」等から明らかになった課題等を十分ふまえることとします。また、第二期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映します。

(3) 目標項目

- ・教育に関する目標
- ・研究に関する目標
- ・地域貢献等に関する目標
- ・業務運営の改善および効率化に関する目標
- ・財務内容の改善に関する目標
- ・自己点検・評価および情報の提供に関する目標
- ・その他業務運営に関する重要目標

2 パブリックコメントの状況

- (1) 実施時期 平成 26 年 7 月 23 日～8 月 22 日
- (2) 寄せられた意見 なし

3 中期計画の認可

地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、中期目標の指示を受けた法人（大学）は、目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を作成します。設立団体の長（知事）は、評価委員会の意見を聴いたうえで、中期計画の認可を行います。

4 今後の予定

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 10 月 | 中期目標（最終案）について評価委員会にて意見聴取 |
| 11 月 | 議案提案 |
| 平成 27 年 3 月 | 大学が作成した中期計画を知事が認可 |

公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標(最終案)の概要

法人の目的

看護学教育・研究の中核的機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与する。

中期目標の意義

法人の目的を達成し、その存在意義を一段と高め、県民の期待に応えるよう、中期目標を定め、法人に指示する。

I 中期目標の期間 平成27年度～32年度

魅力ある大学づくり 地域との連携

II-1 教育に関する目標

主な数値目標

- ・国家試験【看護師・保健師・助産師】合格率 100%
- ・県内就職率 55%以上
- ・学生満足度【自己が成長したと思う率】 90%以上

主な取組目標

- ・質の高い看護を実践できる人材の育成
- ・学生の確保
(積極的な情報提供、県内高校・医療機関等との連携)
- ・教育課程・教育内容の充実
- ・学生支援の充実(学習支援・生活支援・就職支援)

II-2 研究に関する目標

主な数値目標

- ・外部研究資金の申請率 100%
- ・外部研究資金の採択率 34%以上

主な取組目標

- ・地域に根ざした研究拠点としての研究水準の向上と研究活動の活性化
- ・研究成果の公表と地域への還元
- ・知的財産の創出・活用および規定等の整備
- ・研究倫理の堅持

II-3 地域貢献等に関する目標

主な数値目標

- ・地域連携事業の実施件数 32件以上
- ・大学主催の公開講座の参加者満足度 各回89%以上

主な取組目標

- ・地域社会や医療機関等が抱える課題の解決に向けた取組
- ・県民のニーズに応じた生涯学習事業の実施
- ・学術交流による大学の国際化の推進

III 業務運営の改善および効率化に関する目標

主な数値目標

- ・学生満足度【事務局の対応に対する満足度】 85%以上
- ・職員満足度 60%以上

主な取組目標

- ・効率的かつ機動的な大学運営
- ・優秀な教職員の積極的確保
- ・人事評価制度の効果的な活用
- ・法人独自の監査の計画的な実施

自主・自律的かつ効率的な運営

IV 財務内容の改善に関する目標

- 主な取組目標
- ・適切な料金設定と外部資金の獲得
 - ・経費の抑制

V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標

- 主な数値目標
- ・自己点検・評価結果に基づく改善率 100%

VI その他業務運営に関する重要目標

- 主な取組目標
- ・計画的・効率的な施設・設備の整備

11 医師・看護職員確保対策について

1 医師確保対策について

(1) 取組状況

平成24年12月末における三重県内の人口10万人あたりの医師数は197.3人で、前回調査の173.6人から増加はしていますが、依然全国平均の226.5人に比べ少ない状況です。また、平成25年度に実施した医師看護師需給状況調査結果によると、一定の条件の下に、今後2025年から2030年の間に県全体での需給ギャップは解消するものの、地域間や診療科目間の偏在は依然として残るとの推計が出ています。

県内における医師の不足・偏在の解消に向けて、引き続き、医師無料職業紹介事業や病院勤務医師負担軽減対策などの「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与制度の運用などの「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、医師確保対策を総合的に進めています。

今年度（8月末現在）の主な取組状況は、以下のとおりです。

① 医師不足の影響を当面緩和する取組

ア 医師無料職業紹介事業

○平成26年度新規問い合わせ数：2名、成約数：3名（常勤1名、非常勤2名）、
情報提供継続件数：16名

（参考）開設時（平成22年10月）からの通算実績：問い合わせ数72名、
成約数29名、成約内訳：常勤14名、非常勤15名

イ 臨床研修医・専門研修医に対する研修資金貸与制度の運用（返還者除く）

○平成23年度からの貸与者累計：臨床研修40名、専門研修7名

ウ バディ・ホスピタル・システムを活用した診療支援

○伊勢赤十字病院より、尾鷲総合病院へ常勤医師1名を派遣
（平成21年度から継続）

エ 医師確保に資する寄附講座の設置

○市町による寄附講座の設置支援

・支援団体：伊賀市、名張市

診療科：総合診療科及び循環器内科（名張市立病院）

整形外科（上野総合市民病院）、消化器内科（岡波総合病院）

設置先：三重大学

・支援団体：名張市

診療科：小児科（名張市立病院及び子ども発達支援センター）

設置先：関西医科大学

・支援団体：伊勢市

診療科：リハビリテーション科（市立伊勢総合病院）

設置先：藤田保健衛生大学

○県による寄附講座の設置

・講座名：県南部地域医療学講座

診療科：内科（尾鷲総合病院）

設置先：三重大学

② 中長期的な視点に立った取組

ア 修学資金貸与制度の運用（返還者除く）

○平成 25 年度新規貸与者：60 名

○平成 26 年度新規貸与者：55 名

（参考）平成 16 年度からの貸与者累計：460 名、うち平成 26 年度当初までに
初期臨床研修を修了し県内医療機関で勤務を開始した医師：36 名

イ 臨床研修病院の魅力向上対策

○初期臨床研修 平成 25 年度マッチング結果

区 分	募集定員	マッチ者数	充足率
三 重 県	126 名	101 名	80.2%
(平成 24 年度)	(130 名)	(93 名)	(71.5%)
全 国	10,489 名	7,979 名	76.1%

ウ 地域医療教育の充実

○へき地医療体験実習の開催 平成 26 年 8 月 20 日～23 日

参 加 者：三重大学、自治医科大学等医学生 18 名

受入機関：8 機関（紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院、大台報徳病院等）

○へき地医療研修会の開催 平成 26 年 8 月 23 日～24 日

場 所：大台町 宮川林業総合センター

参加者：医学生、医療関係者 1 日目 84 名、2 日目 45 名

内 容：へき地医療体験実習報告、講演等

○市町での保健教育活動の実施

大学、県、市町による協働取組として、三重大学医学部医学科 1、2 年生
(251 名)を対象に県内全市町で実施中

○三重大学における地域医療講義の開催

対 象：医学部医学科 1 年全員対象（他学年・医学部以外も可）

講義数：6 講義（平成 26 年 10 月から 11 月）

エ 総合診療医（家庭医）育成拠点整備

○平成 26 年度研修受入予定者数：333 名（医学生・研修医等、うち後期研修医 58 名）
（参考）平成 25 年度受入実績：262 名（うち後期研修医 50 名）

○育成拠点：三重大学医学部附属病院、県立一志病院、亀山市立医療センター、
名張市立病院、高茶屋診療所

オ 三重県地域医療研修センター事業

○研修医受入状況（予定） 紀南病院：29 名（1～3 ヶ月）、桃取診療所：2 名（各
1 ヶ月）、神島診療所：10 名程度（1～2 日）（神島診療所分は紀南病院の内数）

カ 三重県地域医療支援センター事業

○後期臨床研修プログラムの募集開始：17 の基本領域を対象に作成した後期
臨床研修プログラムについて、本年度から募集を開始

平成 26 年 6 月以降、修学資金貸与者等 対象者（47 人）の勤務先病院を訪問
の上、個別面談を実施

(2) 今後の対応

地域医療支援センターの取組を中心に、「医師不足の影響を当面緩和する取組」と
「中長期的な視点に立った取組」を効果的に組み合わせ、医師確保対策を総合的に推
進するとともに、医師の地域への定着状況をふまえ、次年度以降も引き続き、必要な
見直しを行いながら、医師の不足・偏在解消策の充実・強化を図っていきます。

2 看護職員確保対策について

(1) 取組状況

平成24年12月末における三重県の人口10万人あたりの就業看護師数は766.0人で、前回調査の701.8人から増加はしていますが、依然全国平均の796.6人に比べ少ない状況です。また、人口10万人あたり助産師数は19.5人で、全国平均の25.0人を大きく下回っている状況です。さらに、平成25年度に実施した医師看護師需給状況調査結果によると、2035年（平成47年）時点においても不足が予測され、総数の確保が課題となっています。

不足する看護職員の確保のため、看護職員の県内就業率の向上や定着促進、再就業に向けた支援等に取り組んでいます。今年度（8月末現在）の主な取組状況は、以下のとおりです。

① 人材確保対策

ア 看護師等養成所運営費補助

○平成26年度実績・・・11校

イ 看護師等修学資金貸付事業

○新規貸付実績

年度	看護系大学	看護師等養成所
平成26年度	9人	26人

ウ ナースセンター事業

○平成26年度実績

- ・ナースバンクの事業（登録者456人、登録者中就業者212人（8月末））
- ・みえ看護フェスタの開催（5月17日開催 参加者約660人）
- ・1日看護体験事業（参加者628人 夏休みに県内高校生を対象に実施）
- ・確保定着支援員の病院巡回訪問（300床未満の病院79のうち41）

エ 潜在看護職員等復職研修事業

○平成26年9月4日～平成27年1月15日 研修申込者数 18名

② 定着促進対策

ア 病院内保育所設置運営支援事業

○平成26年度実績

運営補助 35施設（うち24時間保育 9施設、病児保育 2施設）

イ 新人看護職員研修体制構築事業

○新人看護職員研修事業補助

平成26年度 補助実績 41施設

○新人看護職員研修事業

- ・多施設合同研修事業、研修責任者研修、教育担当者研修、
実地指導者研修（現在実施中）

（参考）平成25年度実績

多施設合同研修（延べ1,249名）研修責任者研修（22名）教育担当者研修（70名）
実地指導者研修（99名）

ウ 就労環境改善事業

○平成26年度実績

・就業環境相談 8件（8月末）

・看護補助者活用研修会

第1回 7月26日（72名）

第2回 津地区 8月27日（14名）、

今後、四日市地区、松阪地区、伊勢地区で開催予定

③ 資質向上対策

ア 在宅医療推進のための看護職員研修

○医療機関の看護師向け研修

・平成26年10月7日～平成26年12月10日（予定）

○訪問看護事業所の看護師向け研修

・平成26年9月16日～平成27年2月20日（予定）

○訪問看護事業所間の相互研修

・日程調整中

イ がん医療水準均てん化の推進に向けた資質向上研修

○平成26年9月8日～平成26年11月21日 研修申込者数 8名

ウ 中堅看護職員実務研修（認知症）

○平成26年10月11日～平成26年12月27日 現在募集中

④ 助産師確保対策

ア 助産師修学資金貸付事業

○新規貸付実績（平成26年度） 5人

イ 助産師養成所臨床実習施設確保事業

○平成26年度実績 6施設

ウ 新人助産師合同研修

○平成26年9月28日～平成27年1月12日 研修申込者数 31名

エ 助産師活用推進事業

○助産師養成確保にかかる懇話会 10月開催予定

○助産師（中堅者）研修

・平成26年9月20日～平成26年11月15日 研修申込者数 20名

○助産師（指導者）研修

・平成26年9月20日～平成26年11月1日 研修申込者数 15名

(2) 今後の対応

引き続き、「人材確保対策」、「定着促進対策」、「資質向上対策」、「助産師確保対策」の取組を進めてまいります。

また、平成29年までの看護職員需給見通しの策定に取り組むとともに、関係者から広く意見を聞く場として、9月29日に「三重県看護職員確保対策検討会」を設置・開催したところであり、今後、需給見通しの策定を含めた総合的な確保対策の検討を進めていくこととしています。

3 職種を越えた確保対策について

(1) 取組状況

平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法では、平成26年10月から各医療機関管理者に対して勤務環境改善に取り組む努力義務が課されるとともに、都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進する拠点機能の確保に努めることとされました。

このため、県では、アドバイザー派遣などの総合的な支援を行う「三重県医療勤務環境改善支援センター」を設置（8月28日開設。県医師会委託）し、医療機関における勤務環境改善の取組が計画的かつ着実に実施できるよう支援を開始したところです。

(2) 今後の対応

引き続き、医療機関の勤務環境改善に向けた自主的な取組が促進されるよう取り組むとともに、女性医師・看護師を中心とした医療従事者が安心して働くことができる勤務環境整備の推進を目的として、「女性が働きやすい医療機関」に係る認証制度の仕組みを検討します。

12 平成 25 年度版みえ歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する年次報告書 について

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例（以下「条例」といいます。）第 12 条の規定に基づき、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（以下「基本計画」といいます。）における施策の実施状況等について取りまとめたもので、概要は次のとおりです。

1 条例制定後の歯科口腔保健推進体制の整備等

(1) 基本計画の策定

条例に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 3 月に基本計画を策定しました。

施策の推進にあたって、37 項目の評価指標を定め、歯と口腔の健康づくりの取組を進めています。

(2) 三重県口腔保健支援センターの設置

県民の歯科口腔保健を一層推進するため、平成 25 年 9 月に健康福祉部内に「三重県口腔保健支援センター」を設置しました。

2 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに評価指標を定め対策を進めています。

37 指標のうち毎年評価できる指標は 22 指標あり、そのうち、3 指標が悪化しているものの、6 指標が目標を達成し、13 指標が改善しています。

特に、乳幼児や生徒のむし歯は減少してきており、取組の成果が出ています。また、大規模災害時に備えた体制整備やがん患者の医科歯科連携に向けた取組も進めることができました。

一方、障がい児(者)の歯科保健施策や在宅歯科医療の推進については、対応できる歯科医療機関が少ない等の課題がみられており、連携による推進体制の整備を行う必要があります。

個別の取組は以下のとおりです。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期

むし歯のある乳幼児は年々減少しているものの、地域により格差があります。このため、研修会やフッ化物洗口推進事業、歯科保健指導の実施などにより、乳幼児の歯と口腔の健康づくりの支援を行いました。

今後は、市町の歯科保健施策への支援や情報提供の充実等により、地域間格差の縮小に努めます。

イ 学齢期

むし歯のない12歳児の割合は増加しているものの、全国平均には到達しておらず、むし歯の状況は、県内においても地域差が大きくなっています。このため、小・中学校での歯科保健指導やむし歯予防教材の配付などに取り組むとともに、研修会等を実施し、学校歯科関係者への啓発を図りました。

また、見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES)の実用化に向けて検証を行う等、児童虐待予防に取り組みました。

今後は、学校歯科医と学校、保護者、関係団体等が連携を図った効果的な歯科保健活動が実施できるよう支援します。

ウ 青・壮年期

多くの成人が歯周疾患に罹患していることから、企業や市町において若い世代から歯周疾患予防の働きかけを行うことが必要です。このため、企業において歯科健診事業を実施し、定期受診につなげる仕組みづくりに取り組みました。また、妊産婦への歯科保健指導や噛むことを通じた生活習慣病予防、歯科相談の機会の提供など、県民の健康づくりを支援しました。

今後は、定期的な歯科受診につながる歯科健診・保健指導の機会の拡充に努めます。

エ 高齢期

高齢者等の口腔ケアは、誤嚥性肺炎や低栄養の予防などにつながることから、高齢者の健康保持、介護予防にも有効です。このため、介護保険施設等において、専門的口腔ケアの講習等を行い、スタッフの口腔ケア知識の習得、実践につなげるとともに、高齢者の自立支援に向けた研修会の実施により関係者の資質の向上や情報共有を図りました。

今後は、地域ごとに歯科医師会が設置する予定の口腔ケアステーションを中心に、医療、介護関係者等と連携した在宅歯科医療体制の充実を図ります。

(2) 障がい児(者)への対応

障がいがある方が、地域で安心して歯科治療を受診できる体制整備を一層進める必要があります。このため、県、県歯科医師会、障がい者支援団体の3者による障がい児(者)歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」において、障がい児(者)施設での歯科保健指導等を実施し、関係者の意識の向上を図りました。

今後は、「みえ歯ートネット」に協力する歯科医療機関の増加、質の向上を図り、障がい児(者)が、地域で安心して歯科治療を受診できる体制を整えます。

(3) 医科歯科連携による疾病対策

がん治療効果の向上やがん患者の療養上の生活の質を高めるため、がん患者の口腔ケアや歯科治療を行うことができる体制を整備する必要があります。このため、平成25年6月に、県、がん診療連携協議会、県歯科医師会の3者ががん患者医科歯科連携協定を締結して、連携歯科医療機関の登録を促進するとともに、公開講座を開催して医科歯科連携の県民への普及に取り組みました。

今後は、がん患者だけでなく、糖尿病や心疾患等の患者の口腔管理ができるよう、医科・歯科医療機関の連携を促進します。

(4) 災害時における歯科保健医療対策

大規模災害発生時には、被災者の身元確認や応急歯科治療、避難所での口腔ケアに対応する体制と人材が必要です。このため、歯科医療関係者に対して、大規模災害時歯科活動マニュアルに基づき、災害時の安否確認や医療救護対応等の訓練を行いました。

今後も、当該訓練を行うとともに、災害時に迅速に対応できるよう、人材育成や地区歯科医師会と市町との連携の推進に取り組めます。

(5) 中山間地域等における歯科保健医療対策

歯科医療機関がない地域では歯科受診が困難なため、歯科疾患に罹らないよう、子どもの頃から歯科疾患予防に取り組む必要があります。このため、離島の小学校において、歯科医師などによる学習会を開催し、健康づくりに関する意識の向上を図りました。

今後も、引き続き歯科医療機関がない地域の児童・生徒、高齢者等に対して、歯と口腔の自己管理ができるよう歯科保健指導等に取り組めます。

3 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理

基本計画に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」を設置し、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援等を行いました。

今後は、事業評価、施策の進行管理を行うとともに、地域ごとの歯科保健の課題に応じた取組やネットワークづくりに向けた支援を行います。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等

歯科疾患予防を担う人材を確保するため、県立公衆衛生学院において歯科衛生士を養成するとともに、歯科衛生士の再就職への支援や、県民に歯と口腔の健康づくりの啓発を行う「みえ8020運動推進員」を育成しました。

また、「8020推進月間」(11月)等の啓発期間を中心に、市町や関係機関・団体等と連携して、歯と口腔の健康づくりの普及啓発を図りました。

今後も、歯と口腔の健康づくりに関わる人材の資質向上を図るとともに、各種調査結果に基づく現状分析・評価や歯と口腔の健康づくりに関する情報収集を行い、関係機関等に情報提供を行います。